

特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法

平成 11 年 12 月 16 日 大 蔵 省、厚 生 省、令 第 18 号  
農 林 水 産 省、通 商 産 業 省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年  
大 蔵 省、厚 生 省、令 第 一 号。以下「規則」という。）第十一条の三第一項第三号  
農 林 水 産 省、通 商 産 業 省  
の主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十一条の三第一項第一号又は  
第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い費消された商品に用いた当該特定包装の量とす  
る。